

○豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

令和2年3月23日

決裁

(趣旨)

第1条 豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、豊明市補助金等交付規則(昭和48年豊明市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、安全運転支援装置を購入及び設置する高齢者(以下「補助対象者」という。)に対し、その購入及び設置(以下「補助対象事業」という。)に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の一部を補助することにより、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置(ペダル踏み間違い急発進等抑制装置)をいう。

(2) 自動車道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であるもの

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81条)により記録されている者

(2) 第6条に規定する補助金の交付申請をする日の属する年度の3月31日現在で満65歳以上となる者

- (3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者
- (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者
- (5) 自動車税及び市税の未納がない者
- (6) 転売等を目的として安全運転支援装置を設置しない者
- (7) 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者
- (8) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない者
- (9) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、販売及び設置事業者から説明を受けた者
- (10) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (11) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (12) 装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
 - イ その病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許を返納したとき。
 - ウ その他市長が認めたとき。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付 50,000円
 - (2) 障害物検知機能なし 25,000円
- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは

補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。

4 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に着手する前に、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 自動車運転免許証の写し

(3) 安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し(申請者と安全運転支援装置の設置に係る契約を締結した者(以下「施工業者」という。)の発行したものに限り。)

(4) 安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の交付決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 施工業者が発行する安全装置の名称、補助対象経費、設置日が確認できる書類の写し

(2) 補助対象事業に係る領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その審

査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金確定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助対象者は、前条による額の確定通知書を受領後、速やかに豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書（様式第5号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

（検査等）

第11条 市長は、補助対象者に対し補助対象事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、助成を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

（1） 第3条及び第4条に規定する要件を満たしてないことが判明したとき。

（2） 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

豊明市長 殿

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
電 話	() -

豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

装置の名称	
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)	
補助対象経費 (購入設置にかかる費用)	金 円
補助金交付申請額*	金 円

※ 補助対象経費×4/5(1,000円未満切り捨て)

※ 装置によって異なる上限額を設けています。交付要綱をご確認ください。

添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し
- (4) 安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(表面)

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 自動車税及び市税の未納はありません。
- 申請者自身が常時運転する自動車に後付けの安全運転支援装置を設置するもので、転売等を目的としたものではありません。
- 後付け安全運転支援装置を設置する自動車は、申請者の個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 設置を依頼した設置販売事業者から後付け安全運転支援装置の機能と適切な使用方法等について説明を受け、理解しました。
- この補助金以外の補助は受けていません。
- 原則、1年間は安全運転支援装置を取り付けた自動車を使用します。
- 設置した後付け安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、必ず作動するものではないということを理解し、運転する際は、ドライバーの責任の基で交通ルールを遵守し、安全運転を行います。

【同意事項】 次の事項を確認し、同意します。

- 後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することについて了承します。
- 上記の事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還します。

年 月 日

氏名 _____

(裏面)

様式第2号(第7条関係)

豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付で申請の に対し、次の条件を付して
補助金の交付を決定する。

交付決定額 金 円

交付の方法 事業完了後一括支払

条件 この補助金は申請書に記載された目的及び内容以外に使用してはならない。

様式第3号(第8条関係)

豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

豊明市長 殿

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
電 話	() -

年 月 日付け 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を完了したので、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

装置の名称	
設置日	
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)	
補助対象経費 (購入設置にかかった費用)	金 円
補助金交付申請額	金 円

添付書類：①施工業者が発行する安全装置の名称、補助対象経費、設置日が確認できる書類（写し）

②補助事業に係る領収書（写し）

様式第4号（第9条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

装置の名称	
補助金の確定額	金 円

様式第5号（第10条関係）

豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助金確定通知日及び番号	
請求金額	金 円

振 込 口 座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 ()	支店 出張所 ()
	預金種別	普通・当座・()	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名		

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)